

すぎなみ地域大学「図書館ボランティア講座」
平成23年6月8日(杉並区立中央図書館)

図書館サービスと著作権

千葉大学情報部(附属図書館)学術情報課

森 一郎

本日の内容

- 用語や著作権法を取り巻く背景等について
(スライド3～スライド13)
- 著作権者の許諾なく利用できる著作物等について
(スライド14～スライド16)
- 著作権者の許諾なく行える図書館サービスの範囲について
(スライド17～スライド25)
- 日本版フェアユースについて (スライド26)

用語 (1)

著作物	思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの
著作者	著作物を創作する者
著作権	著作権法で定める各種権利(後述)の総称
著作権者	著作権を有する者
実演	著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること
公衆	特定かつ多数の者を含む
公表	著作権者等によって公衆に対して発行、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示された状態
複製	印刷、写真、複写、録音、録画などの方法により著作物を有形的に再製すること
映画	映画に類似する視覚的・視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、物に固定されている著作物を含むもの

用語 (2)

上	演	著作物を演奏以外の方法で演じること(録音・録画物の再生を含む)
演	奏	歌唱を含む(録音・録画物の再生を含む)
口	述	朗読等により著作物を口頭で伝達すること(録音・録画物の再生を含み, 実演に該当するものを除く)
上	映	著作物を映写すること(合わせて映画の著作物の音を再生することを含む)
翻	案	編曲, 変形, 脚色, 映画化などにより新たな著作物を創作すること
公衆送信		公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと
自動公衆送信		公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの
二次的著作物		翻訳物・翻案物

本題に入る前に . . . 。

- 文字がなければ,
..... 口述 → 聴取 → 記憶
- 印刷技術がなければ,
..... 執筆 → 閲読 → 書写
- 印刷技術が未発達なら,
..... 執筆 → 印刷 → 閲読 → 書写
- 印刷が容易になったら,
..... 執筆 → 印刷 → 閲読 . . . 海賊版？
- コピー機が普及したら,
..... 執筆 → 印刷 → 閲読 . . . コピー？

著作権法の目的

- 著作物や実演などに関する権利を定め,
- これらの公正な利用に留意しつつ,
- 著作者等の権利の保護を図り,
- 文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権法の改正（1）

改正年	主な改正点
明治32年	著作権法 [旧]
	↳
昭和45年	全面改正 [現行]
昭和53年	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約との調整
昭和59年	レンタルレコードへの対応, 貸与権
昭和60年	コンピュータプログラムの保護
昭和61年	データベースの保護, 有線送信権
昭和63年	著作隣接権の存続期間延長
平成元年	実演家, レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約との調整
平成3年	レコードの保護強化
平成4年	私的録音録画補償金制度の創設

著作権法の改正（2）

改正年	主な改正点
平成6年	世界貿易機関協定との調整
平成8年	写真の保護期間延長
平成9年	インタラクティブ送信への対応, 公衆送信権
平成11年	上映の概念変更, 譲渡権
平成12年	福祉目的の権利制限拡大, 著作権に関する世界知的所有権 機関条約との調整
平成14年	実演家人格権
平成15年	拡大教科書作成の複製権制限, 教育目的等の公衆送信権制 限, 映画の保護期間延長
平成16年	レコード輸入権, 書籍等の貸与権適用除外廃止
平成18年	録音図書等の公衆送信権制限, 行政手続等の複製権制限
平成21年	インターネット等を利用した著作物利用の円滑化, 障害者の情 報利用機会の確保

著作権

著作者人格権	公表権(18条)／氏名表示権(19条)／同一性保持権(20条)
著作権に含まれる権利の種類	複製権(21条)／上演権, 演奏権(22条)／ 上映権(22条の2)／公衆送信権(23条)／ 口述権(24条)／展示権(25条)／ 頒布権(26条)／譲渡権(26条の2)／ 貸与権(26条の3)／翻訳権, 翻案権(27条)／ 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(28条)

図書館の活動と著作権

図書館の活動	関係する主な権利	関係する主な権利制限規定
閲覧サービス (視聴覚資料の利用, お話し会等を含む)	上演権, 演奏権(22条) 上映権(22条の2) 口述権(24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
貸出サービス (相互利用を含む)	頒布権(26条) 貸与権(26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項, 同5項)
複写サービス (相互利用を含む)	複製権(21条) 譲渡権(26条の2)	図書館等における複製 (31条1項) 複製権の制限により作成され た複製物の譲渡 (47条の9)
障害者サービス	複製権(21条) 公衆送信権(23条) 譲渡権(26条の2) 翻案権(27条)	視覚障害者のための複製等 (37条) 聴覚障害者のための複製等 (37条の2) 複製権の制限により作成され た複製物の譲渡 (47条の9)

概念図

無許諾で著作物を利用できる範囲

著作物の利用に許諾が必要な範囲

法律が想定していない範囲

図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

年	月	組織等名称
平成12年	10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキンググループ」
平成14年	2月	図書館等における著作物等の利用に関する検討
平成14年	11月	図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議
平成16年	5月	図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

権利者側団体	学術著作権協会，出版者著作権管理機構，日本映像ソフト協会，日本書籍出版協会，日本文藝家協会
	(オブザーバ)日本新聞協会，日本複写権センター
図書館側団体	国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会
	(オブザーバ)国立国会図書館，日本看護図書館協会

(50音順，平成23年6月現在)

著作物の利用に関するガイドライン

発行年	ガイドライン
平成10年	[上映会に関する] 了解事項
平成13年	[ビデオ上映に関する] 合意事項
平成16年	障害者用音訳資料利用ガイドライン
平成18年	複製物の写り込みに関するガイドライン
平成18年	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
平成22年	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

権利の目的とならない著作物

- 憲法その他の法令
- 国，地方公共団体，独立行政法人，地方独立行政法人の告示，訓令，通達等
- 裁判所の判決，決定，命令など
- 上記の翻訳物，編集物で国，地方公共団体，独立行政法人，地方独立行政法人が作成するもの

保護期間

下記以外のもの	著作者の死後50年
無名又は変名の著作物	著作物の公表後50年
団体名義の著作物	著作物の公表後50年
映画の著作物	著作物の公表後70年

※ 著作者の死亡した日(著作物が公表された日)の属する年の翌年から起算する。

保護期間の主な特例等

日本よりも著作権の存続期間が短い国で第一発行された著作物	その国の法律で定める期間
戦時加算	英米豪仏などに対し約10年
昭和31年末までに公表された写真の著作物	保護期間満了
昭和28年末までに団体名義で公表された映画の著作物	保護期間満了
昭和45年末までに個人名義で公表された映画の著作物	公表後70年より長ければ著作者の死後38年

複写サービスの要点

- 司書に相当する専任の職員がいる都道府県立図書館や市町村立図書館は、
 - その図書等を
 - 利用者の求めに応じて、
 - 利用者の調査研究のため、
 - 公表された著作物の一部分(ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物は全部が可能)のコピーを、
 - 1人につき1部提供することができる。
-
- ※ 小中高等学校図書館や病院図書館などは対象外。
 - ※ コピーを電子メールやファクスで送ることは対象外。
 - ※ 映画の著作物のコピーを提供することも対象外。

複写サービス関係のガイドライン (1)

◎ 複製物の写り込みに関するガイドライン

※ 1ページに納まっているような著作物をコピーして提供する場合、厳密には「一部分」を超える部分は隠したりした上でコピーする必要があるが、そのような場合の運用についてのガイドライン。

- あくまで1ページという単位が原則。
- 楽譜, 地図, 写真集・画集, 雑誌の最新号は対象外。

複写サービス関係のガイドライン (2)

◎ 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書複製に関するガイドライン

※ 著作権法上は、図書館間協力で借り受けた資料を借りた側の図書館でコピーできないが、それらの資料に対する複写申込があった場合のガイドライン。

- 雑誌や視聴覚資料は対象外。
- 入手困難な“図書”に限られる。
- 双方が、いわゆる31条図書館であることが必要。
- 通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。
- 購入努力義務がある。

他の権利制限規定との関係など

◎ 「図書館等における複製 (31条)」以外の、複写に関する主な権利制限規定

- 私的使用のための複製 (30条)
- 学校その他の教育機関における複製等 (35条)
- 裁判手続等における複製 (42条)

貸出サービスの要点

- 公表された著作物は、
 - 営利を目的としない事業として、
 - 貸出を受ける者から料金を受けない場合、
 - 貸出することができる。
- ※ 映画の著作物以外については貸出できる施設が規定されていない。
- ※ 映画の著作物を貸出できる施設は複写サービスよりも限定的。都道府県立図書館や市町村立図書館は対象。
- ※ 映画の著作物の貸出を行う場合、著作権者に補償金を支払う必要がある。補償金の制度は未完成。

閲覧サービスの要点

- 公表された著作物は、
 - 営利を目的としない事業として、
 - 聴衆等から料金を受けない場合で、
 - 下記を行う者に報酬が支払われない場合、
 - 上演、演奏、上映、口述することができる。
-
- ※ 上記の利用ができる施設は規定されていない。
 - ※ 図書や雑誌を施設内で見せるだけの利用を目的とした権利は規定されていない。
 - ※ 著作物は翻案(改変)できない。上演や口述などを行うにあたって複製はできない。

上映会に関する了解事項・合意事項

◎ 了解事項

◎ 合意事項

※ 図書館で映像資料を利用して、多人数を対象とした上映会が頻繁に行われた時期に、権利者団体から著作権者の利益を害するとの声上がり、作成されたもの。

- 多人数を対象とした上映会が対象。
- 権利者が承認したものの使用が原則。
- 承認されていないものを使用する場合は販売元に照会。
- いわゆる権利処理済のものでも貸出についてのみ権利処理されているものは対象外。

[視覚] 障害者サービスの要点

- 司書等がいる都道府県立図書館や市町村立図書館は、
 - 公表された、視覚により認識される方式で提供される著作物を、
 - 著作権者等から視覚障害者等が利用するために必要な方式で提供されていない場合、
 - もっぱら視覚障害者等の利用に供するために、
 - 視覚障害者等が利用するために必要な方式で、
 - 複製、自動公衆送信することができる。
- ※ 点訳は、上記とは関係なく誰でもできる。
- ※ 対面朗読は「閲覧サービスの要点」参照。

障害者サービス関係のガイドライン

◎ 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

※ 37条3項の「視覚による表現の認識に障害のある者」や「視覚障害者等が利用するために必要な方式」などに関するガイドライン。

- 「視覚による表現の認識に障害のある者（以下、「視覚障害者等」）」は、広めに捉えられている。
- 視覚障害者等については、添付の確認項目リストで確認の上、一般利用者とは別の登録が必要。
- 「視覚障害者等が利用するために必要な方式」についても広めに捉えられている。
- 録音図書等の市販状況の確認方法について定められている。

最後に

◎ 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）

※ 既存の権利制限規定に該当しない著作物の利用について、それが権利者の利益を害しない場合も権利侵害となるため、個別に定めた権利制限規定に該当しない利用についても、一定の範囲で認めるべきではないかと法改正が検討された。

- 平成23年1月に出された「文化審議会著作権分科会報告書」に『「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用』については『個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当』とある。

資料

- 複製物の写り込みに関するガイドライン
<http://www.jla.or.jp/fukusya/uturikomi.pdf>
- 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
<http://www.jla.or.jp/fukusya/taisyaku.pdf>
- 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A, 「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A
<http://www.jla.or.jp/fukusya/q&a.pdf>
- 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン
<http://www.jla.or.jp/20100218.pdf>